

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行やひとり暮らし世帯、高齢者世帯などの増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

また、平成から令和に入り、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、親せきや友人等との面会の自粛、地域における行事等の中止などから、地域でのつながりの機会がさらに失われてしまいました。

このように社会状況が変化する中、自助、互助、共助、公助を担う全ての人があつなり、それぞれの役割を担うことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人が関わる言葉であるという認識から、障がいがあっても、誰も排除されることなく子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年が計画期間中であることも考慮し、さらには、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将 来 像

誰もが住み慣れた地域で

自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができる

地域包括ケア社会

2 基本理念

障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者に対する地域の理解が何よりも大切になります。そのためには、障がいについて、住民一人一人が自らのこととして考え、理解を深めていく必要があります。

また、障がい者が自分らしい暮らしを送るためには、障がい者自らの意思で住む場所や生き方を決定すること《意思決定》を、誰もが尊重していかなければなりません。

まずは、隣近所のような身近な場所でお互いを理解し合い、ともに支え合う関係をつくることが、地域共生社会につながる第一歩になります。

これらのこと踏まえ、本計画では次の3つを基本理念とします。

基 本 理 念

基本理念 1

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

基本理念 2

障がい者が自らの意思で
暮らし方を決定できるまちづくり

基本理念 3

誰もがともに生きる地域の一員であることを
実感できるまちづくり

3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」、「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」、「誰もがともに生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基 本 目 標

基本目標 1

障がいによって分け隔てられることのないまち



基本目標 2

自分らしく生きることができるまち



基本目標 3

地域で支え合う共生のまち



4 計画の体系



